

**緑環境景観マネジメント研究科履修規程**  
(平成 25 年兵庫県立大学緑環境景観マネジメント研究科規程第 2 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、緑環境景観マネジメント研究科規則（以下「規則」という。）に基づき、緑環境景観マネジメント研究科（以下「本研究科」という。）の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(修了要件)

第2条 本研究科の修了要件は、次の各号の要件をすべて満たし、36単位以上修得するものとする。

(1) 基礎科目 10 単位以上修得

- ・緑環境景観マネジメント概論 2 単位修得
- ・実務社会と技術者能力 2 単位修得
- ・フィールド植物観察演習 I（前期） 1 単位修得
- ・フィールド植物観察演習 I（後期） 1 単位修得
- ・植生景観構造論、緑地活用計画論、緑環境景観政策論のうちから 2 単位以上修得

(2) 応用科目のうちから 10 単位以上修得

(3) 発展科目のうちから 10 単位修得

- ・緑環境景観マネジメント企画演習 I（前期） 1 単位修得
- ・緑環境景観マネジメント企画演習 II（後期） 1 単位修得
- ・保全管理実践演習、活用デザイン実践演習、施策マネジメント実践演習のうちから 8 単位修得

(履修要件の登録の上限)

第3条 履修科目に関する習熟度を高め、修了生の質を高めるため、一年間に履修科目として登録することのできる単位数の上限は 32 単位とする。ただし、研究科長が認めた場合はその限りとしない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。